

入札説明書

入札にあたっては、下記事項に留意のうえ別添仕様書等に留意のうえ入札してください。

(無効の入札)

- 1 次の各号の一に該当するものが行った入札は無効とし、開札後の再度入札に参加できない。
 - 1 参加する資格のない者
 - 2 当該競争入札について不正行為を行った者
 - 3 入札書の金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能なものがある者
 - 4 一人で2以上の入札をした者
 - 5 代理人でその資格のない者
 - 6 最低制限価格未満で入札した者
 - 7 前各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した者
 - 8 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(入札の中止)

- 2 次の各号の一に該当する場合は、入札を中止する。
 - (1) 競争に参加し、及びこれに関係する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき
 - (2) 地形又は工作物等の変動により、その目的を達成することができなくなったとき
 - (3) 工事の廃止、若しくは変更その他必要があると認めるとき

(入札の辞退)

- 3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 入札参加届を提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (2) 入札参加届を提出した者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前においては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中においては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものでない。

(公正な入札の確保)

4 次の各号について十分留意すること。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) この入札は、佐賀県財務規則第107条及び地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する。予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
なお、入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とする。

【参考】佐賀県財務規則及び地方自治法施行令 一部抜粋

第107条 収支等命令者は、一般競争入札及び指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることができる。

2 前項の最低制限価格は、知事が別に定める方法により算出した額とする。

第167条の10

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするすることができる。

委託業務にあたっての留意事項

- 1 契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があり、これに違反した場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。
- 2 委託業務に従事する者又は従事していた者が、当該委託業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合は、条例上の罰則規定（第44条及び第45条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第47条）に基づき処罰されることがある。

【参考】佐賀県個人情報保護条例 一部抜粋

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第2項の委託（公の施設の管理を行わせる場合を含む。第47条において同じ。）を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されている個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 第12条第2項の委託を受けた法人等（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して第44条及び第45条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の適用を準用する。